

## 第22回秋田地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成26年1月22日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

石黒かほる，石田正範，木村繁，坂口公一，佐々木有紀，佐々木留美，田中伸一，福士利博

（説明者）

星和伸民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，安達憲美総務課長

（事務局）

近藤好美事務局長，星和伸民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，角掛孝市事務局次長，安達憲美総務課長，武藤哲仁総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

#### （1）開会宣言

#### （2）新任委員の紹介及び挨拶

#### （3）委員長選任

地方裁判所委員会規則6条1項により，委員長として坂口公一委員が選任された。

#### （4）委員長挨拶

#### （5）職務代理者の指名

地方裁判所委員会規則6条3項により，委員長の職務代理者として福士利博委員が指名された。

#### （6）協議

ア 議題「裁判員裁判の実施状況について」

(ア) 基調説明

海藤刑事首席書記官が「裁判員裁判の実施状況」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「日本語に通じない外国人への対応について」

(ア) 基調説明

海藤刑事首席書記官及び星民事首席書記官が「日本語に通じない外国人への対応」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「広報活動について」

(ア) 基調説明

安達総務課長が「広報活動」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

(7) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(8) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者の発言)

### 1 裁判員裁判の実施状況について（議事概要4の（6）のアの（イ））

- ◎ 公判前整理手続では、具体的にどのようなことをやるのか説明いただきたい。
- 裁判員裁判が一般の国民の方々に裁判員として裁判に参加していただく制度であることから、分かりやすい審理を実現するために設けられたのが公判前整理手続である。この手続は、事件の争点を整理して、争いがある事件なのか、争いがない事件なのか、争いがあるとすればどういう点に争いがあり、それについて検察官、弁護士双方の主張はどういうものなのかということをつまららかにした上で証拠を厳選し、分かりやすい証拠調べのためにはどうすれば良いのかということをつまららかに、裁判官、検察官、弁護人の3者で協議するものである。
- 被害者の写真などについて、裁判員の中で議論があったりはしたのか。
- 各手続の段階で様々な配慮をしているが、報道されたところでは、例えば、この事件の審理に当たっては、御遺体の写真が証拠として提出されるということをつまららかに、裁判員選任手続の前に告げるという例もあるようだ。当庁では、これまでそういった例はない。秋田の事例としては、傷害致死の事件で、御遺体の頭部に生じた傷の様子を写真で見ていただかなくてはならないという事件があった。その際には、裁判員の選任手続後に、この裁判ではこのような写真が証拠として提出される予定である旨を伝えるという配慮をした。実際には白黒の写真を使い、検察官も配慮をしてくれて傷の様子をアップにしたりはせず、精神的に変調を来す方もいなかった。
- 裁判員裁判の対象になっている事件が、殺人や放火などの重大な事件であり、それに一般市民や女性に関わることはあまりにも酷であると感じていたところであるが、いま御説明いただき、御遺体の写真の示し方の工夫等の負

負担軽減措置があるということを知り、少し安心した。御遺体の写真を自分が見るということを知ると、裁判員になられた方々は強いと感じるが、様々な負担軽減措置がなされているということで安心した。

- ◎ 裁判員裁判が始まって平成26年5月でちょうど5年になるが、3年経過したところで、裁判員裁判の対象事件の見直しについての議論があった。
  - 見直しについての議論では、積極的に見直しをした方が良いという意見もあったが、対象事件については現状のままという流れになっている。その席上では、成田空港からの薬物の密輸事件に関連して、どこまで裁判員裁判で審理していくかについての議論がなされたようである。
  - 裁判員裁判はだいぶ定着してきたという感覚である。企業の経営者の立場からすると、裁判員に選任された社員の時間の取られ方も気になる。これは以前から議論されていたところではあるが、一日の負荷を軽減するために午後から裁判を行うということは、これはこれで大変良い措置だと思うが、例えば、なかなか結論が出にくいという裁判の場合は、裁判の期間の長期化の問題が出てくる。
  - 毎年11月下旬か12月上旬くらいに、裁判員候補者となった旨のお知らせの文書を発出し、その後、個々の事件ごとに呼出状を送付する際に、この事件については選任手続がいつ行われて、最終の期日までの期間は何日までというように明示をしている。かなり長期化する事件が報道されているが、そういった事件は、1週間に3回くらいの期日とする例が多いようである。私も前任庁で関わった事件でそういう試みをしたことがあった。その際に、裁判員の皆さんに、1週間に3回の期日なので全体の審理の期間は長引いてしまうが、いかかでしょうかと質問したところ、それぞれの立場、例えば勤務している人なのか、自営業の人なのかで受け止め方は様々であった。現在のところ、こうしなければならないという方向性は見出し難いというところである。当面は期日や期限を明示する方法というのが続くと思う。
- 2 日本語に通じない外国人への対応について（議事概要4の（6）のイの（イ））

- ◎ 民事事件と刑事事件でトーンが違う印象を持たれたと思う。刑事事件は国家の刑罰権の発動の問題であり、国際レベルの人権規約もあるので、それに従うことになる。これに対して民事事件は、自らの権利の行使であり、このような異なる性質から自ずと違いが出てくる。
- 弁護士からすると、民事事件に関する法律相談業務の中で、外国人の方がおり、そういう時に日本語が話せる人だと良いのだが、話せない人の場合にどうするかという問題はまだ未解決の分野であり、裁判所でどのように対応しているのかということも聞きたくて提案した議題である。国際交流協会等に協力をお願いすることになるとは思うが、そういう場合、通訳料をどうするかという頭の痛い問題がある。外国人の方も様々な法律問題を抱えていて、もしその方々が日本語に通じないことで法律的な解決が果たせないというのは大変な問題なので、弁護士会としても検討していかなければならないと考えている。
- 仕事柄外国人と関わる機会が多いが、滞在期間が長くなると日本語が話せる人もかなりいる。もっとも、会話の上達が、文書の読み書きができることとイコールにはならず、話せるけれども字の読み書きは不得手という外国人も多い。それは特に漢字圏ではない外国人に多い。そういう方が裁判所に一人で行くというのはかなりハードルが高いと思う。裁判所や裁判手続を外国人の方にも分かりやすくするような工夫があれば、秋田県内も外国人にとって住みやすい社会になると思いこの議題を提案した。
- 秋田県でウルドゥー語の刑事事件があり法廷通訳人が付いていたようであるが、ウルドゥー語というのは非常に珍しい言語で、私たちもウルドゥー語の通訳人を把握していない。ウルドゥー語で相談がくると他県に照会して対応しているところであるが、秋田県内にお住まいのウルドゥー語の通訳人がいるのか、それとも全国の通訳人名簿から選んだのかを教えてもらいたい。
- △ ウルドゥー語の裁判は、秋田管内の支部の事件であった。その事件の詳細はいま把握していないが、通訳人の数が少なく秋田県内に通訳人がいない場

合には、全国規模の通訳人名簿を備えているので、それに掲載されている通訳人に了解をいただき、通訳人を務めていただいている。

- 少数言語の通訳が必要な事件があり、秋田県内に通訳人がいない場合には、全国の通訳人名簿から探すことになる。通訳人が日本に3人しかいない言語であったり、その言語から直接日本語に通訳できる人がおらず、その言語を英語に通訳し、その英語を日本語に通訳するというように通訳人を2人にした事例もあった。
- ◎ 刑事事件に関する通訳人の通訳料は国が負担する。一方、民事事件で外国人の方が法律問題を抱えた場合であるが、一般の日本国民が裁判所に来た場合であっても、中立公平な立場の裁判所は一方当事者である人に肩入れすることができないので、まずは弁護士や国際交流の団体等にたどりついていただき、そこから裁判所に手続の申立て等をしてもらうことになる。裁判は日本語でやることになっているので、通訳料をどうするかという問題があるが、これは当事者が負担することが原則になると思う。
- 国際交流協会には、外国人の法律相談の窓口はないのか。
- 国際交流協会では、外国語で相談は受けるが、そこから専門機関に繋げることをメインにしている。例えば、最近ではDV事件が多いが、その場合には女性相談所を紹介して、そこでもし通訳が必要であれば国際交流協会から通訳人を派遣している。ただし、通訳料は有料なので費用はかかる。法律相談については、国際交流協会に直接持ち込まれることはあまりない。離婚などの相談は多い。
- 私の所属する大学は学生、教員も含めて、日本人よりも外国人の方が多い。キャンパス内は英語が公用語である。教員同士で話をすると、民事に関する法律は国によってかなり違うと感じる。自分の考えが日本の社会の中では認められないものなのか、根本的な部分が分からずに困っている外国人も多く、法律に関することでトラブルに巻き込まれることも結構あるようだ。日本の法律について根本的に理解をする機会があれば、トラブルを未然に防止する

こともできるのではないか。日本人向けには裁判所が民事事件に関する多くのパンフレットを出しているが、外国人向けにもあって良いと思う。

- 秋田県でも金融機関等が海外に進出しているが、東南アジア諸国とのビジネスでトラブルが発生しているとも聞いている。契約書が英語で完成したと思ったら、英語ではなくその国の言語での書き直しを要求されたりすることもあるようだ。秋田の裁判所では海外とのビジネスのトラブルに関する裁判は係属していないのか。

△ 外国企業が原告になっていたり、被告になっているような事件は秋田ではまだない。

- 外国と日本とでは法律の考え方が違うので、今後かなり困難な問題が出てくると思う。

- 刑事事件に関する通訳人が被疑者等からの報復を恐れるという問題がある。通訳人の個人情報は何らかのネットワークで把握されてしまい、通訳人の地元でその親族等が被疑者側から危害を加えられることを恐れるという問題である。そういうこともあるので、検察庁では通訳人の氏名は被疑者には教えない。事件によっては、できれば衝立に隠れて通訳をしたいという人もいる。

- 裁判所でも同じように配慮をしている。通訳をしてもらう前に宣誓をしてもらうが、その際に本来は通訳人にも氏名等を述べてもらうことになるのだが、「書面に記載のとおりですか」などというように確認している。法廷でも名前は呼ばずに「通訳の方」などと呼んでいる。これは、全国的にもそういう配慮をしている裁判所が多いと思う。

### 3 広報活動について（議事概要4の（6）のウの（イ））

- 地裁委員会委員宛てに「法の日」週間行事のチラシが郵送されたので、裁判所、検察庁、法務局を見学する「3庁見学ツアー」に私自身も参加した。中高年の方々もたくさん参加しており、活気に満ちた見学会だと思った。普段見ることのない資料室の見学や、法服を着用しての写真撮影など、興味を

持って楽しい経験をさせていただいた。参加して初めて各庁の役割や業務が少し見えてきた。是非これからも多くの方々に参加していただけるようにしていただきたいと思う。実はこのチラシが郵送されてくるまで、この行事のことを知らなかった。今回裁判所のホームページを開いてみると、事細かに記載があり、よく分かったのだが、他にどのような方法で広報をしているのかを教えていただきたい。

△ 憲法週間行事、「法の日」週間行事で行っている3庁見学ツアーや無料法律相談は大変好評をいただいている。平成26年度の予定はこれから3庁が協議して決めていくことになるが、おそらく例年同様開催することになると思う。

これらの行事の広報については、ホームページに掲載している他に、報道機関への広報依頼や各市町村の広報誌への掲載依頼もしている。参加者から聞いてみると、市町村の広報誌を見て参加したという人が多いようである。

○ 「司法の窓」という裁判所の広報誌があるが、例えば秋田の地元紙に「司法の窓」というコラムを月に1回くらいのペースで掲載して、裁判所の情報を発信していくというのも面白いと思う。

○ 秋田の裁判所のホームページには、最高裁判所のホームページからしか入ることができないようである。ホームページはトップ画面が重要であり、階層が深くなるとそこまでたどり着くのが大変になってしまう。

△ 裁判所では最高裁判所の裁判所ウェブサイトをポータルサイトとして、裁判所全体にかかわる情報を発信している。最高裁判所で管理しているものであるが、委員からの御指摘のとおりホームページの階層が深くなればなるほど使いづらいという面はあると思う。

○ ホームページは一番最初に目に入るページが大事なので、広報行事のチラシ等に関する秋田地裁の独自のホームページを立ち上げるなどの工夫も必要だと思う。広報に力を入れるとすれば、フェイスブック等が流行になっているので、そういったツールの活用も有効だと思う。



◎ 貴重な御意見として承りたい。